

令和 2 年

西条市議会第 5 回 9 月定例会提出議案書

西 条 市

目 次

議案第 8 5 号	令和 2 年度西条市一般会計補正予算（第 6 回） の専決処分について	1
議案第 8 6 号	令和 2 年度西条市一般会計補正予算（第 7 回） について	別冊
議案第 8 7 号	令和 2 年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第 2 回）について	〃
議案第 8 8 号	令和 2 年度西条市病院事業会計補正予算（第 1 号）について	〃
議案第 8 9 号	令和元年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳 出決算の認定について	3
議案第 9 0 号	令和元年度西条市水道事業会計決算の認定につ いて	5
議案第 9 1 号	令和元年度西条市病院事業会計決算の認定につ いて	7
議案第 9 2 号	工事請負契約の締結について	9
議案第 9 3 号	西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に 関する協定その 1 の締結について	1 3
議案第 9 4 号	西条市新型コロナウイルス感染症対策利子補給 基金条例について	1 7
議案第 9 5 号	西条市手数料条例の一部を改正する条例につい て	2 1
議案第 9 6 号	西条市認定こども園条例の一部を改正する条例 について	3 9
報告第 1 3 号	令和元年度西条市財政健全化判断比率及び公営 企業における資金不足比率の報告について	4 3
報告第 1 4 号	令和元年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	4 7
報告第 1 5 号	令和元年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	5 1

議案第 85 号

令和 2 年度西条市一般会計補正予算（第 6 回）の専決処分について

令和 2 年度西条市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

西条市長 玉井敏久

提案理由

市税の過誤納還付金について、当初予算編成時の想定以上に還付金が生じる見込みとなり、8月以降に必要な還付金が不足することから、早急に予算措置することが適当であると判断し、専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

関係法令

地方自治法

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 (略)

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 (略)

議案第 89 号

令和元年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（決算）

第233条（略）

2（略）

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならぬ。

4～7（略）

議案第 90 号

令和元年度西条市水道事業会計決算の認定について

令和元年度西条市水道事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法

（決算）

第30条（略）

2、3（略）

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

5～9（略）

議案第 9 1 号

令和元年度西条市病院事業会計決算の認定について

令和元年度西条市病院事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法
（決算）

第30条（略）

2、3（略）

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

5～9（略）

議案第 9 2 号

工事請負契約の締結について

西教学工第 1 号西条市小中学校 G I G A スクール整備事業の内小中学校ネットワーク等整備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年西条市条例第 4 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

- 1 契約の目的
西教学工第1号
西条市小中学校G I G Aスクール整備事業の内小中学校ネットワーク等整備工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約の金額
289,300,000円
- 4 契約の相手方
西条市樋之口454番3
四国通建株式会社 西条営業所
所長 伊藤健司

提案理由

西教学工第1号西条市小中学校GIGAスクール整備事業の内小中学校ネットワーク等整備工事請負契約の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 9 3 号

西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定その 1 の締結
について

西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託について、次のとおり協定を締結するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年西条市条例第 4 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

- 1 協定の目的
西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託

- 2 協定の金額
541,270,000円

- 3 協定の相手方
東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
理事長 辻原俊博

提案理由

西条市公共下水道根幹的施設の建設工事（西条浄化センター汚泥消化設備等の改築工事）委託に関する協定その1の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 9 4 号

西条市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例について

西条市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障が生じている中小企業者等への融資に対し、本市が行う利子補給に要する経費に充てるため、西条市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、西条市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資として、同感染症の影響を受けた市内中小企業者等の負担の軽減を図ることを目的とする利子補給の実施に要する経費に充てるための基金を設置するため、所要の条例を制定しようとするものである。

関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（基金）

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2～7 （略）

8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 9 5 号

西条市手数料条例の一部を改正する条例について

西条市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市手数料条例の一部を改正する条例

西条市手数料条例（平成16年西条市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(手数料の免除等)				(手数料の免除等)			
第5条 (略)				第5条 (略)			
2 (略)				2 (略)			
3 市長は、必要があると認めるときは、別表第1の <u>23の2の項及び49の項から54の項までに規定する手数料を減額することができる。</u>				3 市長は、必要があると認めるときは、別表第1の <u>24の2の項及び50の項から55の項までに規定する手数料を減額することができる。</u>			
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)			
種類	単位	金額	摘要	種類	単位	金額	摘要
1～11 (略)				1～11 (略)			
				12 個人番号の通知カードの再交付につき	1件	500円	
12～108 (略)				13～109 (略)			
109 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 (1)、(2) (略) (3) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者	1戸		(略)	110 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 (1)、(2) (略) (3) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者	1戸		(略)
			次に掲げる額（ウに掲げる額にあつては、当該審査に建築基準法第87条の4の				次に掲げる額（ウに掲げる額にあつては、当該審査に建築基準法第87条の4の

昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額

ア (略)

イ 49

の項種

類欄に

掲げる

区分に

応じ、

それぞれ

同項

摘要欄

に規定

する

ところに

より算

定した

当該手

数料の

金額を

同時に

申請す

る住戸

の数で

除して

得た額

ウ 50

の項種

類欄(1)

から(4)

昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額

ア (略)

イ 50

の項種

類欄に

掲げる

区分に

応じ、

それぞれ

同項

摘要欄

に規定

する

ところに

より算

定した

当該手

数料の

金額を

同時に

申請す

る住戸

の数で

除して

得た額

ウ 51

の項種

類欄(1)

から(4)

		までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額を同時に申請する住戸の数で除して得た額				までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額を同時に申請する住戸の数で除して得た額	
110 長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	1戸		(略)	111 長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	1戸		(略)
(1) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者		109の		(1) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者		110の	
		項種類欄(1)のアからウまで又は(2)のア若しくはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当す				項種類欄(1)のアからウまで又は(2)のア若しくはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当す	

(2) 長期優良住宅
建築等計画が建
築基準法第6条
第1項に規定す
る建築基準関係
規定に適合する
かどうかの審査
を申し出る者

る額
次に掲げ
る額（ウ
に掲げる
額にあつ
ては、当
該審査に
建築基準
法第87
条の4の
昇降機に
係る部分
が含まれ
る場合に
限る。）
を合算し
た金額

ア 10
9の項
種類欄(
1)のア
からウ
まで又
は(2)の
ア若し
くはイ
に掲げ
る場合
の区分
に応じ、
それぞれ
当該手
数料の
金額の

(2) 長期優良住宅
建築等計画が建
築基準法第6条
第1項に規定す
る建築基準関係
規定に適合する
かどうかの審査
を申し出る者

る額
次に掲げ
る額（ウ
に掲げる
額にあつ
ては、当
該審査に
建築基準
法第87
条の4の
昇降機に
係る部分
が含まれ
る場合に
限る。）
を合算し
た金額

ア 11
0の項
種類欄(
1)のア
からウ
まで又
は(2)の
ア若し
くはイ
に掲げ
る場合
の区分
に応じ、
それぞれ
当該手
数料の
金額の

2分の
1に相
当する
額

イ 49

の項種
類欄に
掲げる
区分に
応じ、
それぞ
れ同項
摘要欄
に規定
すると
ころに
より算
定した
当該手
数料の
金額を
同時に
申請す
る住戸
の数で
除して
得た額

ウ 50

の項種
類欄(1)
から(4)
までに
掲げる
場合の
区分に

2分の
1に相
当する
額

イ 50

の項種
類欄に
掲げる
区分に
応じ、
それぞ
れ同項
摘要欄
に規定
すると
ころに
より算
定した
当該手
数料の
金額を
同時に
申請す
る住戸
の数で
除して
得た額

ウ 51

の項種
類欄(1)
から(4)
までに
掲げる
場合の
区分に

		応じ、 それぞ れ当該 手数料 の金額 を同時 に申請 する住 戸の数 で除し て得た 額			応じ、 それぞ れ当該 手数料 の金額 を同時 に申請 する住 戸の数 で除し て得た 額		
1 1 1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 (1) (略) (2) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者	1 件		(略)	1 1 2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 (1) (略) (2) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者	1 件		(略)
		次に掲げる額（ウに掲げる額にあつては、当該審査に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に				次に掲げる額（ウに掲げる額にあつては、当該審査に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に	

限る。))
を合算し
た金額
ア (略)
イ 49
の項種
類欄に
掲げる
区分に
応じ、
それぞ
れ同項
摘要欄
に規定
すると
ころに
より算
定した
当該手
数料の
金額と
同一の
額
ウ 50
の項種
類欄(1)
から(4)
までに
掲げる
場合の
区分に
応じ、
それぞ
れ当該
手数料

限る。))
を合算し
た金額
ア (略)
イ 50
の項種
類欄に
掲げる
区分に
応じ、
それぞ
れ同項
摘要欄
に規定
すると
ころに
より算
定した
当該手
数料の
金額と
同一の
額
ウ 51
の項種
類欄(1)
から(4)
までに
掲げる
場合の
区分に
応じ、
それぞ
れ当該
手数料

		の金額 と同一 の額			の金額 と同一 の額		
1 1 2 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査	1 件		(略)	1 1 3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査	1 件		(略)
(1) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者		1 1 1 の項種類 欄(1)に掲 げる場合 の区分に 応じ、そ れぞれ当 該手数料 の金額の 2分の1 に相当す る額		(1) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者		1 1 2 の項種類 欄(1)に掲 げる場合 の区分に 応じ、そ れぞれ当 該手数料 の金額の 2分の1 に相当す る額	
(2) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者		次に掲げる額（ウに掲げる額にあつては、当該審査に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれ		(2) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者		次に掲げる額（ウに掲げる額にあつては、当該審査に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれ	

る場合に
限る。))
を合算し
た金額

ア 1 1

1 の項

種類欄(

1)に掲
げる場
合の区
分に応
じ、そ
れぞれ
当該手
数料の
金額の
2分の
1に相
当する
額。た
だし、
都市の
低炭素
化の促
進に関
する法
律第5
4条第
1項に
掲げる
基準の
適合性
に関
し、登
録住宅

る場合に
限る。))
を合算し
た金額

ア 1 1

2 の項

種類欄(

1)に掲
げる場
合の区
分に応
じ、そ
れぞれ
当該手
数料の
金額の
2分の
1に相
当する
額。た
だし、
都市の
低炭素
化の促
進に関
する法
律第5
4条第
1項に
掲げる
基準の
適合性
に関
し、登
録住宅

性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けたもの又は設計住宅性能評価書の交付を受けたもの以外のものである場合に限る。

イ 49
の項種類欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項摘要欄に規定

性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けたもの又は設計住宅性能評価書の交付を受けたもの以外のものである場合に限る。

イ 50
の項種類欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項摘要欄に規定

		すると ころに より算 定した 当該手 数料の 金額と 同一の 額				すると ころに より算 定した 当該手 数料の 金額と 同一の 額	
		ウ 50				ウ 51	
		の項種 類欄(1) から(4) までに 掲げる 場合の 区分に 応じ、 それぞ れ当該 手数料 の金額 と同一 の額				の項種 類欄(1) から(4) までに 掲げる 場合の 区分に 応じ、 それぞ れ当該 手数料 の金額 と同一 の額	
113 (略)				114 (略)			
114 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費	1件	113の項種類欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に	(略)	115 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費	1件	114の項種類欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に	(略)

性能適合性判定審査	相当する金額		性能適合性判定審査	相当する金額	
115 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	1 件	113の(略)	116 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	1 件	114の(略)
		項種類欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額			項種類欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
116 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (1) (略) (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者	1 件		117 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (1) (略) (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者	1 件	
		次に掲げる額（ウに掲げる額にあつては、当該審査に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分			次に掲げる額（ウに掲げる額にあつては、当該審査に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分

が含まれる場合に限る。)を合算した金額
ア (略)
イ 49

の項種類欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項摘要欄に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額

ウ 50
の項種類欄(1)から(4)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

が含まれる場合に限る。)を合算した金額
ア (略)
イ 50

の項種類欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項摘要欄に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額

ウ 51
の項種類欄(1)から(4)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ

		れ当該 手数料 の金額 と同一 の額			れ当該 手数料 の金額 と同一 の額	
117 建築物のエネルギー消費性能についての向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	1件		(略)	118 建築物のエネルギー消費性能についての向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	1件	(略)
(1) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者		116の 項種類欄(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額		(1) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者		117の 項種類欄(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
(2) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうか		次に掲げる額(ウに掲げる額)については、当該審査に建築基準法第87		(2) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうか		次に掲げる額(ウに掲げる額)については、当該審査に建築基準法第87

の審査を申し出る者

条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額

ア 11
6の項

種類欄(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額

イ 49
の項種類欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項摘要欄に規定

の審査を申し出る者

条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額

ア 11
7の項

種類欄(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額

イ 50
の項種類欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項摘要欄に規定

		すると ころに より算 定した 当該手 数料の 金額と 同一の 額 ウ 50				すると ころに より算 定した 当該手 数料の 金額と 同一の 額 ウ 51		
		の項種 類欄(1) から(4) までに 掲げる 場合の 区分に 応じ、 それぞ れ当該 手数料 の金額 と同一 の額				の項種 類欄(1) から(4) までに 掲げる 場合の 区分に 応じ、 それぞ れ当該 手数料 の金額 と同一 の額		
118	(略)			119	(略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 9 6 号

西条市認定こども園条例の一部を改正する条例について

西条市認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市認定こども園条例の一部を改正する条例

西条市認定こども園条例（平成27年西条市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(設置) 第2条 法第12条の規定に基づき、次のとおり認定こども園を設置する。		(設置) 第2条 法第12条の規定に基づき、次のとおり認定こども園を設置する。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
西条市立東予南こども園	(略)	西条市立東予南こども園	(略)
西条市立国安こども園	西条市国安178番地1		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 入園の申込みその他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(西条市保育所条例の一部改正)

- 3 西条市保育所条例（平成16年西条市条例第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(設置) 第2条 法第35条第3項の規定に基づき、次のとおり保育所を設置する。		(設置) 第2条 法第35条第3項の規定に基づき、次のとおり保育所を設置する。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
		西条市立東予中	西条市国安354番地

		央保育所	1
(略)		(略)	

(西条市立幼稚園設置条例の一部改正)

4 西条市立幼稚園設置条例（平成16年西条市条例第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(設置)</p> <p>第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条の目的を達成するため、本市に次の幼稚園を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)				(略)		<p>(設置)</p> <p>第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条の目的を達成するため、本市に次の幼稚園を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西条市立国安 幼稚園</td> <td>西条市国安178番地1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		西条市立国安 幼稚園	西条市国安178番地1	(略)	
名称	位置																
(略)																	
(略)																	
名称	位置																
(略)																	
西条市立国安 幼稚園	西条市国安178番地1																
(略)																	

提案理由

令和3年度から西条市立東予中央保育所及び西条市立国安幼稚園を統合し、西条市立国安こども園を開設することに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

報告第13号

令和元年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告について

令和元年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和2年9月1日提出

西条市長 玉井敏久

○令和元年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の状況

1 財政健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	西条市比率	早期健全化	財政再生
		基準	基準
① 実質赤字比率	—	11.95 以上	20.00 以上
② 連結実質赤字比率	—	16.95 以上	30.00 以上
③ 実質公債費比率 （3か年平均）	6.4	25.0 以上	35.0 以上
④ 将来負担比率	82.9	350.0 以上	

※ ①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は、黒字決算であれば「—（傍線）」と表示される。

※ ③実質公債費比率と④将来負担比率は、暫定値

2 公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会 計 区 分	西条市比率	経営健全化
			基準
⑤ 公営企業に おける資金 不足比率	簡易水道事業特別会計	公営企業に おける資金 不足は無し	20.0 以上
	公共下水道事業特別会計		
	港湾上屋事業特別会計		
	小松地域交流事業特別会計		
	本谷温泉事業特別会計		

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(健全化判断比率の公表等)

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2～7 (略)

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第14号

令和元年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

令和元年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和2年9月1日提出

西条市長 玉井敏久

○令和元年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 判断基準
公営企業における 資金不足比率	水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第15号

令和元年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

令和元年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和2年9月1日提出

西条市長 玉井敏久

○令和元年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 判断基準
公営企業における 資金不足比率	病院事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)